

軽米町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 一般県道二戸軽米線の改良整備について</p> <p>【要旨】 一般県道二戸軽米線の改良整備促進について、特段のご高配を賜りますよう要望申し上げます。</p> <p>【理由】 当路線は、町立軽米中学校、県立軽米高等学校、町営運動場、町民体育館並びに町営火葬場などの公共施設が密集しており、昼夜を問わず非常に交通量が多い路線です。 今年度、当該路線の調査費を計上して頂き感謝申し上げます。 当該路線は幅員が狭く、縦断勾配が急であることに加え、前述の中学校及び高等学校の通学路となっているほか、スクールバスをはじめ一般車両の交通量が多く、歩行者更には車両通行上極めて危険な状態にあります。特にも冬期間における凍結や降雪時には、幅員も狭まり交通に支障をきたす状況となっております。 また、町中心部に平成35年度までに交流駅を整備することとしており、当路線の重要性も増すことから、町の最重要課題としてとらえ、町におきましても全面的に協力する所存でございますので、何卒早期に改良整備下さるよう特段のご高配をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>要望区間 路線名 一般県道二戸軽米線 延長 1, 300m</p>	<p>一般県道二戸軽米線の改良整備については、貴町の中心部を通過する重要な道路であることから、貴町の町中心部の整備計画等を踏まえ検討していきたいと考えています。 御要望の区間については、現在、どのような整備が可能か現地の状況把握に努めているところであり、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

軽米町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 県代行事業の新規採択について</p> <p>【要旨】 雪谷川ダムに架設されている町道板橋米田岡堀線「深渡橋」の岩手県代行事業による橋りょう整備施工について、特段のご高配を賜りますよう要望申し上げます。</p> <p>【理由】 町道板橋米田岡堀線は、主要地方道戸呂町軽米線上舘地区を起点とし、雪谷川ダム、米田地区を通り緑資源幹線林道八戸・川内線に至る、定期バスやスクールバスが運行される重要な幹線町道となっております。 本路線の沿線には、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米があり、5月には15万本のチューリップが咲き乱れ、多くの観光客が利用する路線であり、観光バスをはじめ多くの車両に利用されております。 また、周辺には大規模なブロイラー施設などの農畜産施設もありますが、橋りょうの老朽化が進むとともに幅員が狭く車両の通行に支障をきたしております。 つきましては、財政事情厳しい状況とは存じますが、産業振興及び観光交流並びに災害時の輸送確保のためにも橋りょう整備が重要であり、その効果が大いに期待されることから、早期に岩手県代行事業として新規採択し、実施されますよう特段のご高配をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>要望箇所 深渡橋 橋長 L = 1 2 0 m</p>	<p>要望箇所 深渡橋（ふかわたりばし） 橋長 L = 1 2 0 m 県代行事業による道路整備については、事業の必要性、緊急性、重要性等が高く、用地補償が完了した箇所の中から、県全体の道路整備状況を踏まえ総合的に検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。（C）</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

軽米町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 再生可能エネルギー対策の普及推進について</p> <p>【要旨】 岩手県北部地域における送電網の強化などの基盤整備について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>【理由】 東日本大震災を起因として発生した福島原子力発電所の事故などを背景として、再生可能エネルギーに対する関心が非常に高まっており、CO2排出削減は地球温暖化防止のため喫緊の課題となっております。 当町においても再生可能エネルギーを活用した資源循環による地域づくりを進めているところであります。 具体的には、役場庁舎や学校施設への地中熱を利用した冷暖房や太陽光発電設備の設置、民間事業者による地域の特性を活かした鶏糞を燃料としたバイオマス発電施設が平成28年11月から稼働しております。また、大規模メガソーラー事業も工事が進められているとともに、風力発電につきましても計画されています。 国は平成42年度の再生エネルギーを22～24パーセントとする目標を掲げており、この目標を達成するためには、送電網の増強整備が重要であります。岩手県北部地域におきましては、施設整備の基盤となる送電網が脆弱であり、再生可能エネルギー事業の促進において緊急課題となっております。 こうしたことから、今後とも、電力供給の多様化と安定化、さらには地域資源の有効活用による活性化を図るため、施設整備の基盤となる送電網の強化や設備費用の地域間格差解消に向けて、国に要望するなど積極的な取り組みについて、特段のご高配をお願い申し上げます。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行っており、今後も要望を継続していきます。 なお、電力インフラが脆弱な地域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど、地域間格差が生じており、本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を活用して大規模発電施設の立地を促進するためには、送電網の増強支援とともに、接続費用の地域間格差解消に向けた施策の展開が必要であると認識しています。 現在、電力系統の運用調整を担う電力広域的運営推進機関により、本県を含む東北部エリアなどの送変電設備の増強が必要な地域について、複数事業者が共同で設備増強することにより費用負担の軽減が図られる取組(=募集プロセス)が進められているところです。 また、国においては、混雑時の出力抑制など、一定の条件下で接続を認める取組(=日本版コネク&マネージ)が進められています。 県においては、このような新たな取組の効果を注視しつつ、市町村や事業者等との意見交換等により、今後とも課題解決に向けた検討を進めていきます。(B)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

軽米町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 企業誘致に係る支援について</p> <p>【要旨】 企業情報の提供及び企業誘致の推進について、特段のご高配を賜りますよう要望申し上げます。</p> <p>【理由】 少子高齢化社会となり若者が職を求めて町外に流出するなど人口減少が進行する中、町では地域経済の活性化を図るため地場産業の振興とともに企業誘致を重要課題として取り組んでおります。</p> <p>当町の企業誘致の状況は、昭和42年以降、県の斡旋をいただき誘致した企業が4社、町が誘致した企業などが9社で、計13社の企業立地がありました。しかしながら、その後、企業活動のグローバル化など厳しい経済情勢の中、8社が閉鎖となり、現在では5社が町の中心的企業として操業しており、従業員数は平成15年当時と比較しますと6割弱となっております。</p> <p>また、平成12年度に工業団地を整備し、平成13年には同団地へ1社の企業立地となりましたが、その後は未分譲のままとなっております。</p> <p>このような状況の中、当町では、条例に基づく課税免除及び工場立地奨励金や、企業立地補助金並びに新規求職者等に対する雇用促進奨励金などの支援体制を整備するとともに、平成24年より県の「特定区域における産業の活性化に関する条例」に基づく指定をいただいたことにより、各種支援が可能となっております。</p> <p>町といたしましても、企業誘致に努めたところ、昨年度、「地域経済循環創造事業交付金」が採択され、廃校舎を活用した野菜生産施設の誘致が実現したところでありますが、工業の振興、雇用機会の拡大及び雇用の場の確保等により、若年層の定住化を図るため、八戸経済圏域の企業訪問や既存立地企業本社の訪問等、企業誘致の推進に取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>つきましては、県北地域をはじめとする当町への企業の誘導並びに企業情報の提供など、なお一層の、雇用機会の創出となる企業誘致の推進のご支援について、特段のご高配をお願い申し上げます。</p>	<p>県では、食産業など、地域資源を生かし得る企業の誘致に取り組んでいるところです。</p> <p>また、「特定区域における産業の活性化に関する条例」等に基づく地方税の減免措置や、平成29年度から対象業種の拡大や補助要件の緩和を行った企業立地促進奨励事業費補助制度をPRしながら、企業誘致に積極的に取り組んでいます。</p> <p>さらに、平成29年度に創設した県北広域産業力強化促進事業費補助制度を活用し、中小企業による設備投資を支援することにより、地域全体の産業競争力を強化し、企業誘致に結びつけていきます。</p> <p>企業誘致は、地域の情報発信が重要であることから、県としても貴町との情報共有など緊密な連携を図りながら、質の高い雇用を生む企業の誘致に取り組みます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

軽米町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 主要地方道軽米名川線の改良整備について</p> <p>【要旨】 主要地方道軽米名川線の未整備部分に係る整備について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>【理由】 主要地方道軽米名川線は、当町と青森県南部町とを結ぶ唯一の幹線道路であり、古くから当町と産業・経済などの各分野にわたる、交流を支えてきた路線であります。 当該路線の整備については、これまでも岩手県より種々のご高配を賜わって参りましたことに対しまして、心より感謝申し上げます。 しかしながら、向高家地区の一部は、未整備のまま、幅員が狭く、急カーブとなっており大型車両のすれ違いや冬期間の通行に支障をきたしている状況となっております。 残されました未整備区間の整備は、地域活性化に果たす役割も非常に大きいことから、財政事情厳しい状況とは存じますが、経済交流、産業振興並びに地域住民の利便性の向上のためにも、早期に整備くださるよう特段のご高配をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>要望区間 向高家地区 延長 300m</p>	<p>主要地方道軽米名川(かるまいながわ)線の向高家(むかいこうけ)地区については、用地課題等の理由により事業を断念した経緯があります。今後、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

軽米町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 二級河川瀬月内川の河川改修について</p> <p>【要旨】 二級河川瀬月内川の河川改修について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>【理由】 瀬月内川は、久慈市を源流に軽米町を流れ、太平洋に注ぐ二級河川となっておりますが、現在まで大きな河川改修もなく、平成11年10月には、雪谷川と同様に200年に一度とも言われる豪雨による甚大な被害を受け、平成18年10月にも降雨による甚大な被害を受けた河川であります。このことから、地域住民より安全で安心して暮らせるよう河川改修を強く要望されているところであります。 その瀬月内川の高家地区から尾田地区における長年にわたる堆積土砂につきましては、河道掘削を順次進めていただいております。深く感謝申し上げます。 しかしながら、当地域はこれまで降雨による家屋の浸水や田畑の浸水が多く発生している地域で、近年多発する局地的集中豪雨などによる急激な河川増水が発生した場合、住宅等の施設に甚大な被害が予想される状況であります。 住民は今も大雨が降る度に危険な状況下での生活を余儀なくされており、安心して生活や生産活動に取り組めることが地域住民の切なる願いであります。 つきましては、瀬月内川の整備を河川整備基本方針に組み入れていただき、抜本的な河川改修を早期に実施いただくよう特段のご高配をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>要望区間 高家地区から尾田地区 延長 2, 300 m</p>	<p>要望区間 高家（こうけ）地区から尾田（おだ）地区 延長 2, 300 m</p> <p>瀬月内川(せつきないがわ)の河川改修については、今年度から河川整備基本方針の策定に着手しております。また、河川改修事業の実施については、沿線の土地利用状況や家屋の近年の浸水被害実績などを踏まえ、事業導入の可能性について引き続き検討していきます。（C）</p> <p>なお、浸水被害の軽減のため、河川巡視等により状況把握をし、緊急を要する箇所から河道掘削や支障木伐採を行うなど、適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>

軽米町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 国道340号の改良整備について</p> <p>【要旨】 国道340号外川目地区について、ルート変更を伴った改良整備について、特段のご高配を賜りますよう要望申し上げます。</p> <p>【理由】 本線は、当町にとって隣接する市町村との経済交流、産業・観光の振興と災害時の緊急輸送路としての重要路線であり、内陸と沿岸を結ぶ極めて重要な路線であります。その中でも、国道340号と国道395号の重用区間の外川目地区は急勾配のうえ、急カーブが連続している線形のため、カーブでのすれ違いなどに支障をきたし、冬期間においては、積雪、凍結が交通の障害となり、速度低下等通行に支障をきたしているところであります。 また、近年多発している災害時の物資輸送及び通行者の安全確保、八戸自動車道へのアクセス道路として、ルート変更を伴った改良整備について、特段のご高配をお願い申し上げます。</p>	<p>国道340号の外川目（そとかわめ）地区については、2車線確保されており、一定の交通機能を有していることから、今後、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。（C）</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>

軽米町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 地域医療体制の整備について</p> <p>【要旨】 県立軽米病院常勤医師4名体制の確保及び県立一戸病院精神科医師の確保について、特段のご高配を賜りますよう要望申し上げます。</p> <p>【理由】 県立軽米病院は、町の中核医療施設であるとともに、二戸、久慈圏域内で他の医療機関と連携しながら地域医療を担っています。町民のかかりつけ医療機関として、日常の診療はもとより、集団健診後の精密検査、定期・定期外の予防接種、入退院に係る情報提供等、町の保健・福祉事業の推進に多大なご協力をいただいております。</p> <p>県立軽米病院は、平成29年3月まで常勤医師4名体制で診療していましたが、4月から内科常勤医師1名が減となり、常勤医師3名、6月から1～2カ月の交代医師1名となっております。地域の安全と安心な医療確保を図るため、以前の常勤医師4名体制に復帰することを要望します。</p> <p>次に、当町の自殺死亡率は県内でもかなりの高率となっており、今後一層の対策が必要となっている中、県立一戸病院の精神科医師から県立軽米病院に出張診療で対応していただき、うつ予防対策をはじめとする地域の精神保健事業に大きな役割を担っていただいております。</p> <p>しかしながら、両病院とも慢性的な医師不足が続いており、県立一戸病院精神科におきましては、当地域の実情に対応した精神保健事業の実施のための医師の協力が厳しい状況となっております。</p> <p>つきましては、地域の安全・安心な医療の確保と強化を図るために、県立軽米病院常勤医師4名体制及び県立一戸病院精神科医師の確保を図っていただくよう要望します。</p> <p>特にも、今後国や県で推進しようとしている地域包括ケアシステムの構築のためにも軽米病院の医師の確保については強く要望するものです。</p>	<p>県立軽米病院をはじめとする地域病院の医師不足については、県としても深刻に受け止めているところであり、県立軽米病院の内科常勤医師の配置については、関係大学に対して医師の派遣を強く要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>なお、常勤医師については、平成30年10月に即戦力医師の招聘により、外科医師を1名増員し、常勤医師4名体制としたところ です。</p> <p>また、県立一戸病院の精神科についても、複数の関係大学の精神科医局を訪問するなど、医師確保に努めているところですが、大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に努めます。(B)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>

軽米町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 県立軽米高等学校の教育の充実と存続について</p> <p>【要旨】 岩手県立軽米高等学校の教育の充実と存続に向けて、特色ある学校づくり・魅力ある学校づくりのため、少人数学級の導入及び小規模高校の教育の質の維持・向上に向けた具体的な施策の検討につきまして、特段のご高配を賜りますよう要望申し上げます。</p> <p>【理由】 岩手県立軽米高等学校は、昭和23年4月の創立から今年度で70周年を迎え、これまで8,500名余りの卒業生を送り出して参りました。 同校は、平成13年度から地域連携型中高一貫教育を実施し、小規模高校ながら、学校経営に工夫を重ね、地域の高等教育機関として、生徒指導や進路実現などに大きな成果を上げて参りました。 町では、環境整備、図書購入、英検・漢検受験料等への補助、通学費助成、学校給食の実施などの支援を行い、県立高校とはいえ、町民一体となって、同校の発展に努力しており、県立軽米高等学校の充実・存続に寄せる期待は、地域振興への思いとともに、誠に大きいものがあります。 一方で、今年度は2クラス80人の募集に対して、入学者は43名に留まっております。また、中学校卒業者の減少は継続している状況にあります。 そこで、県においては、県下の小規模高校の共通の課題である、教育の質の維持・向上に向けた施策の一層の推進をお願いいたします。 第一に生徒の指導の充実と、教職員数の確保に向けた少人数学級の導入の検討をお願いいたします。 また、教職員の減少から履修科目が限定され、生徒の進学の幅を狭められることがないように、小規模高校の教職員体制に対応した施策として、隣接校との兼務発令、教員の交流等による学校間連携の仕組みづくり、またICT機器を活用した遠隔授業の導入など、具体的な施策について、検討頂きますよう特段のご高配をお願い申し上げます。</p>	<p>軽米高校においては、高等学校の教職員定数を定める標準法に基づいて定数を定めた上で、地域連携型の中高一貫教育を推進し系統的な指導体制を確立するために2人の加配を継続しているところと見られます。</p> <p>今後も国の標準法を踏まえつつ、隣接校同士が兼務発令等によって小規模校の課題である選択科目に係る専門教員の不足を相互に補完できるよう、学校の特色、現状、隣接校を含めた教科バランス等を勘案して教職員配置を検討していきます。(B)</p> <p>少人数学級の導入については、本県の高等学校は、総体的に定員割れの状況にある中で、小規模校を中心に生徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編成や進路希望別コース編成等の方策を講じており、今後、少人数学級の導入を含めた教職員体制の充実に向け、国への要望等も行いながら、引き続き検討していきます。(B)</p> <p>また、ICT機器を活用した遠隔授業については、県教育委員会において、昨年度まで文部科学省の指定を受け、「小規模な高等学校における教育の質を確保するための遠隔授業の実証的調査研究」を行い、効果や課題について検討をしてきたところです。小規模校同士が連携し、相互の教育資源を活用する遠隔授業は、小規模校における教育の質を保障するうえで有効な手段であると考えることから、他校への普及も視野に、引き続き実用化に向け取組を行っております。(B)</p>		<p>県北教育事務所</p>	<p>B：3</p>